

仮訳

首相府告示

件名 電子的手段又は形態によるアルコール飲料販売の禁止
2020年

現在、IT技術は常に進歩し、利用方法も変化していることから、一部の事業者や商店で電子媒体を通じたアルコール飲料の販売チャネルを使うところが増加した。そのため、法令で規定された日、時間帯、場所及び人物を確認することが困難になっている。よって、青少年が容易にアルコール飲料を入手できるようになることを防ぎ、またアルコール飲料により生じる影響を軽減するために、変化する状況に合わせてアルコール飲料を規制する法的対策を定めた告示を公布する必要があるため、2008年アルコール飲料規制法第4条及び第30条(6)の権限に基づき、首相が国家アルコール飲料政策委員会の助言を受けて以下の通り告示する。

第1条 何人も電子的手段を用いた販売方法により、消費者に直接アルコール飲料を販売してはならず、又はアルコール飲料の販売に関するサービスを提供してはならない。あるいは、販売者と消費者が顔を合わせる必要なく売買できるような、電子的情報通信の形態により、マーケティングを通じて消費者に直接アルコール飲料商品の購入勧誘、販売提案を行ってはならず、販売又はサービス提供を行ってはならない。

第2条 本告示は、商店、飲食店、又はアルコール飲料のサービス提供施設においてアルコール飲料が売買され、電子的手段によりその対価が支払われる場合には適用されない。

第3条 本告示を官報告示日から90日が経過した時に施行する。

2020年8月7日告示

陸軍大将プラユット・チャンオーチャー
首相

訳注：2020年9月8日付官報第137号特別章204D9ページ掲載、2020年12月7日施行

(注1) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。

(注2) 本告示の原典については、下記に掲載されています。

http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/204/T_0009.PDF